

九州大学学生寄宿舍規則

平成16年度九大規則第97号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規則第27号)

第1条 この規則は、九州大学における学生寄宿舍の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学に次の各号に掲げる学生寄宿舍を置く。

- (1) 井尻寮
- (2) ドミトリー1
- (3) ドミトリー2 (外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。)
- (4) ドミトリー3 (九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程(平成19年度九大規程第11号)別表第1に規定する拠点の宿泊に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。)
- (5) 伊都協奏館 (外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。以下同じ。)

2 前項の学生寄宿舍に管理運営責任者を置き、総長が指名する副学長をもって充てる。

第3条 井尻寮(以下「寮」という。)の管理運営及び改善等の基本方針は九州大学学生支援委員会が、ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館(以下「ドミトリー」という。)の管理運営及び改善等の基本方針は九州大学学生支援委員会又は九州大学国際交流委員会が、それぞれ審議する

第4条 学生寄宿舍に入居することのできる者の範囲は、細則で定める。

第5条 学生寄宿舍に入居を希望する者は、所定の入居申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。

第6条 入居者の決定は、管理運営責任者が行う。

2 寮の入居者の決定に当たっては、寮の役員の見解を徴することができるものとする。

3 ドミトリーに入居する日本人学生の決定に当たっては九州大学学生支援委員会、外国人留学生の決定に当たっては九州大学国際交流委員会の議を経るものとする。

第7条 入居を許可された者が理由なく入居の手続きを怠り、又は指定された期日までに入居しないときは、管理運営責任者は、当該入居の許可を取り消すものとする。

第8条 寄送料及び共益費(以下「寄送料等」という。)の額及び徴収方法等については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。)の定めるところによる。

2 既納の寄送料等は理由のいかんにかかわらず還付しない。

第9条 学生寄宿舍に入居を許可された者は、費用規程に規定する寄送料等のほか、光熱水料等を負担しなければならない。

2 寮の光熱水料は、総長の指示する料金とする。

第10条 学生寄宿舍の施設、設備、備品等を損傷又は紛失した者は、総長の指示する額を弁償しなければならない。

第11条 学生寄宿舍を退居しようとする者は、所定の退居申請書により管理運営責任者に願出なければならない。

2 冬季又は夏季休業中のみの退居は認めないものとする。

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事実発生の日から10日以内に退居しなければならない。

- (1) 休学者
- (2) 退学者
- (3) 除籍された者
- (4) 3月を超えて寄送料等を滞納した者

- (5) 細則で定める入居期限を超えることとなる者
- (6) 集団生活の適応性を欠く者又は学生寄宿舍利用心得その他諸規則に違反する者で、管理運営責任者が学生寄宿舍の管理運営上支障があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特別の事情があると認めた場合は、退居に必要な期間を与えることができる。

第12条の2 学生寄宿舍の空室（学生が入居していない居室をいう。以下同じ。）については、その有効活用を図るため、当該空室を次の各号に掲げる者に使用させることができる。

- (1) 本学の非常勤講師
- (2) 教育研究等で来訪した研究者
- (3) その他管理運営責任者が特に必要があると認めた者

2 前項に定める学生寄宿舍のうちドミトリーの有効活用に関し必要な事項及びこの規則によりがたい場合の取扱いについては、別に定める。

3 第1項に定める学生寄宿舍（ドミトリーを除く。）の有効活用に関し必要な事項は、管理運営責任者がその都度定める。

第13条 寮の入居者は、寮の自治に関する規則を作成し、管理運営責任者の承認を得るものとする。

第14条 管理運営責任者は、総長の承認を得て、学生寄宿舍利用心得を制定するものとする。

第15条 この規則の実施に関し、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第30号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第24号）

この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第77号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第11号）

この規則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第154号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第96号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第53号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第146号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第105号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第34号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に博士課程教育リーディングプログラムの学生として在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第27号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。